

++++ 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

++++

身近にあり、比較的待ち時間が短い整骨院・接骨院は気軽に利用できる場所です。
しかし、健康保険でかかることのできる範囲が決められているのをご存知でしたか？
看板に健康保険取扱と表示されていても、適用されないケースもあるのです。

健康保険が使える場合

- 転倒打撲や、スポーツでの捻挫、重い物を持った時に生じた腰痛等、外部からの要因による**打撲・捻挫・挫傷**（肉離れ）（出血を伴う外傷は除く）
- **骨折・脱臼**の応急処置（2回目以降は、医師の同意が必要）

整骨院・接骨院で健康保険が使えない場合

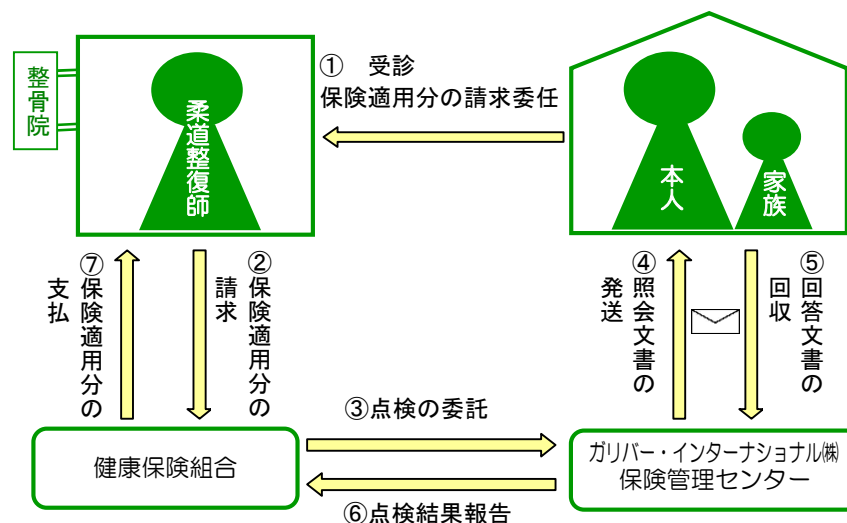
- 日常生活からくる疲れや単なる肩こり、腰痛症等
- スポーツや仕事、家事などによる筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージ等
- 症状の改善が見られない長期にわたる漫然とした施術
- 以前の骨折や捻挫などが治癒後に痛み出した場合
- 過去の交通事故などによる後遺症（症状固定）
- リウマチや関節炎など神経性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 負傷年月日や負傷原因が不明確で捻挫・挫傷との因果関係のはっきりしないもの

●こんな場合にもご注意●

- すでに医療機関で同じ傷病の治療を受けている人は、医師の指示がない場合、整骨院・接骨院での費用には保険が適用されません。
- 医師の同意があっても、同じ傷病の同じ治療を同時に並行して通院すると、整骨院・接骨院の費用には保険が適用されません。
（整骨院・接骨院に通院していて検査のために病院に行くことはできます。）
- 同じ傷病の治療に同時に2ヶ所以上の整骨院・接骨院に通院している人も保険が適用されない場合があります。

施術内容を確認させていただきます。
照会文書は保険管理センターから送付します。

当組合では、医療費の適正化のために柔道整復師（整骨院や接骨院）での受診に伴う施術内容等の確認を実施しています。この確認は、当組合が点検機関（ガリバー・インターナショナル㈱保険管理センター）に委託して実施しています。点検機関から皆様に確認のための文書が送付されますので、回答期限までにご回答いただきますようお願いいたします。



ご自身で記入できるように必ず領収書を受取り、
施術内容を記録しておきましょう。
※領収書の無料発行は義務化されています。

柔道整復師に関する不明な点は、（平日 9:30～17:30）
保険管理センター 03-3661-3031 までお問合せください